

## 島根県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集

2025年6月18日

日本郵便(株)

不動産部担当執行役員 黒木 信浩

島根県東部エリアにおける小規模修繕工事等を実施する受注者（以下「事前指名者」という。）を募集する。

### 1 概要

#### (1) 概要

島根県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等を依頼する受注者を提出された技術資料の審査により事前指名者として選定するもの。

#### (2) 対象施設

別紙1の「対象となる施設の市町村名」に所在する施設  
詳細は別紙2および別紙3による。

#### (3) 対象工事

小規模修繕工事（請負契約の金額が、200万円（税抜き）以下の建築一式工事、電気工事及び管工事）等。ただし、仮設建物及び別に定める専門工事等除くものがある。

なお、見積書を提出した場合であっても、日本郵便(株)の判断によっては、他の者に見積を依頼し、契約することがある。ただし、緊急工事（【別紙4-1】のとおり）を除く。

#### (4) 指名期間

2025年10月1日から2027年9月30日までの2年間

#### (5) 指名条件

別紙4のとおり

#### (6) 重複応募

別に募集する他のエリアへの応募も可能とするが、技術資料等で求める配置技術者は、11（表-1）の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名（（表-1）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。

また、別に公告の「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」との重複応募はできない。

### 2 応募資格要件

#### (1) 次のアからカに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便(株)が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

- (イ) 不法行為をした者
- (ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
- (カ) その他、日本郵便(株)に損害を与えた者
- (キ) 2015年10月1日以降に事前指名を取り消された者。

ウ 現に別に募集している「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」である者

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

オ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

カ 技術資料等の審査基準日に、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県内のいずれかににおいて、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、国土交通省中国地方整備局又は島根県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で下表の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料等受付締切日の1年7か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値通知書の写しは直近2期分について提出すること。（または、直近の総合評定値通知書の写しと直近の決算書2期分）

|                                             |      |                                                       |      |
|---------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------|------|
| 総合評定値の<br>工事種別                              | 建築一式 | 総合評定値                                                 | 求めない |
| 事業所の所在地に関する<br>要件                           |      | 広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県内のいずれかに建設業<br>法上の本店・支店又は営業所を有すること。 |      |
| 配置技術者に関する要件                                 |      |                                                       |      |
| (表－１)の有資格技術者を４名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者１名（(表－１)の |      |                                                       |      |

資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者１名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。

その他

工事の受付時間及び工事内容が緊急駆付けを要するものである場合の到着時間について、次のとおり対応できること。

【工事の受付時間】

通年 24 時間（土曜日、日曜日及び祝日を含む）。

ただし、緊急駆付けを要する工事の場合、8 時から 18 時に受付けたものは緊急駆付けの対象とするが、それ以外の時間帯で受け付けたものは、可能な範囲で早期に対応するものとする。

【緊急駆付けを要する工事の到着時間】

対象施設におおむね 3 時間以内に到着し対応できること。

島しょ部エリアは可能な範囲で早期に到着し対応できること。

3 技術資料等提出等担当部署

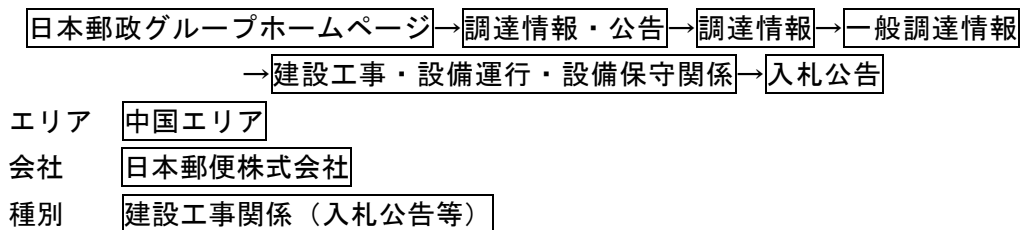
| 区 分         | 担当部署                          | 電話番号等                                                          | 住 所                                                  |
|-------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 技術資料等<br>提出 | 日本郵政建築(株)<br>中四国支社業務部<br>営繕担当 | TEL<br>050-3823-8001<br>E-mail<br>takayuki.ono.<br>mb@jp-ae.jp | 〒730-8797<br>広島県広島市中区東白島町19-8<br>日本郵政グループ 広島ビル<br>5階 |
| 技術資料等<br>審査 | 日本郵政建築(株)<br>中四国支社建築部<br>建築担当 | TEL<br>050-3823-7996<br>E-mail<br>jun.morimoto.<br>wt@jp-ae.jp |                                                      |

4 技術資料等の手続き

| 手続等              | 期間・期日・期限（注１）                       | 掲載先・提出先・方法                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術資料作成に係る資料の交付   | 2025年6月18日（水）から<br>2025年7月15日（火）まで | 日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロード（注２）                                                                              |
| 技術資料等<br>提出先及び期日 | 2025年7月15日（火）まで<br>（注３）            | 〒730-8797<br>広島県広島市中区東白島町19-8<br>日本郵政グループ 広島ビル5階<br>日本郵政建築(株)中四国支社（業務部<br>営繕担当あて（持参又は郵送（締切<br>日までに必着）により提出すること。 |
| 審査結果通知日          | 2025年8月29日（金）まで                    | 応募者へ書面により通知                                                                                                     |

（注１）持参した場合の上記受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）とする。

（注２）日本郵政グループホームページ（アドレス）<http://www.japanpost.jp/>



（注３）締切日前日の消印有効

## ５ 技術資料の提出等

### （１）技術資料等の提出方法

技術資料等は、上記４に示す期限までに、上記４に示す場所に持参又は郵送（一般書留郵便物に限る。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便物を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを、技術資料等受付締切日の前日までに、上記３に示す技術資料等提出先に電子メールにより送信票（様式別記）を添えて送信すること。

### （２）その他

下記８（３）の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達とする一般書留郵便料金額相当の郵便切手（８９０円）を貼付した長形３号封筒を同封すること。

## ６ 技術資料の審査

- （１）提出された技術資料に基づき、１１ 表に記載の（表－２）及び（表－３）に示す内容について審査する。
- （２）１１ 表に記載の（表－２）に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とし、（表－３）の審査は行わない。

## ７ 事前指名者の決定方法

- （１）（表－３）の審査において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内を満たす者の中から評価付けを行い、その評価結果を基に総合判断を実施し、最も評価の高い者を第一順位者として指名する。  
なお、順位付けは、第三順位者まで行う。
- （２）上記（１）において、（表－３）の審査が同評価となった場合は、日本郵政建築(株)中四国支社（以下、「ＪＰＡＥ支社」という。）において別途くじで順位者を決定する。  
なお、くじを引く者が出席できないとき又はくじを引けないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。
- （３）指名者が指名を取り消された場合は、次順位者を指名し次回の公募までを指名期間とする。

## ８ 審査結果及び指名通知等

- （１）技術資料等の審査基準日は、２０２５年７月１５日（火）とする。
- （２）上記６及び７により選定された者を指名する（以下「指名者」という。）。
- （３）指名者に対しては指名通知を、指名しない者（以下「非指名者」という。）に対しては、指名しない旨及び指名しない理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。
- （４）上記（３）の通知は、ＪＰＡＥ支社が行う。

## 9 失格の条件

以下の場合失格とする。

- (1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。
- (2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

## 10 その他

- (1) 指名者は、会社の住所及び連絡先（緊急連絡先を含む）を2025年9月5日（金）までに、JPAE支社に書面で報告すること。
- (2) 指名者は、電気設備、空気調和設備及び衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制（緊急時の体制も含む。）を2025年9月10日（水）までに、JPAE支社に書面で提出すること。
- (3) 指名者は、JPAE支社が実施する説明会に出席すること。
- (4) 日本郵便(株)が委託をした日本郵政コーポレートサービス(株)BPOセンター（以下、「BPOセンター」という。）との打合せを2025年9月下旬までに行うこと。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出期限以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。
- (9) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合は、これを取り消す。
- (10) 提出された技術資料は返却しない。
- (11) 技術資料提出者に関する問い合わせには一切応じない。
- (12) 工事契約は、原則としてBPOセンターが行う。
- (13) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記4に示す技術資料等提出先のとおり。

11 表

(表－1) 配置技術者等に求める資格

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 工事種類  | 建築工事                                                   |
| 資格の種類 | 1・2級建築施工管理技士、一・二級建築士、監理技術者資格者証（裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるもの） |

(表－2) 応募資格要件

| 要件                | 内 容                                                                                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 競争参加資格の有無         | 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた者で、総合評定値が技術資料の提出期限日の1年7か月前までの日を審査基準日とするものであること。                                                                            |
| 競争参加（指名）停止の有無     | 技術資料等の審査基準日に、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県内のいずれかにおいて日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、国土交通省中国地方整備局又は島根県から指名停止を受けていないこと。                                                                       |
| 技術者数と担当技術者の資格、免許等 | （表－1）の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名（（表－1）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。<br>ただし、担当技術者の資格を証明できる資料等の提出は、事前指名通知後、第一順位者に対してのみ求める。 |

(表－3) 労務単価と諸経費率及び標準工事価格での審査項目（技術資料）

| 項目        | 内 容                                                                                 | 審査方法                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 労務単価と諸経費率 | 工種別の労務単価を、工種別に定めた係数等を乗じたポイント数合計（ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率（％）及び係数を乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。） | ポイント数が最小の者から順位付けする。 |
| 標準工事価格    | 工事項目別の標準工事の総額金額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）のポイント数合計                                       |                     |

西暦 年 月 日

## 送信票

E-mail:takayuki.ono.mb@jp-ae.jp

■ 送信先 日本郵政建築(株) 中四国支社  
業務部営繕担当 御中

■ 送信枚数 本票 + 1 枚

■ 送信内容 下記のとおり送信します。

① 件 名  
島根県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等請負者の募集

② 郵送年月日  
西暦 年 月 日

③ 書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)の写し  
別添のとおり

■ 送信元 郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先: 電話番号  
: E-mail アドレス

## 修繕工事等対象施設

(2025年6月1日現在)

| 対象となる施設の市町村名             | 備考                                                               |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町、奥出雲町 | 日本郵政コーポレートサービス(株)BPOセンターで主に契約する施設名称及び詳細な住所は、別紙2（注1）及び別紙3（注2）による。 |

(注)

- 別紙2に記載がなくても、修繕工事対象施設には郵便事業の用に供する分室、団地配達作業所、集配センター等を含む。
- 詳細な施設規模及び連絡先等については、事前指名者決定後、事前指名者に提示する。

## エリアごとの見積件数及び発注件数

|        |       |
|--------|-------|
| 1 見積件数 | 220 件 |
| 2 発注件数 | 191 件 |

※ 上記の見積・発注件数は2024年4月から2025年3月末まで1年間の実績件数。件数は見込みであり、増減することがある。

| 島根県東部エリア内施設所在地一覧表 |         |                        |
|-------------------|---------|------------------------|
| 日本郵便株式会社 中国支社     |         |                        |
| NO                | 施設名称    | 住所                     |
| 1                 | 松江中央郵便局 | 島根県松江市東朝日町 1 3 8       |
| 2                 | 安来郵便局   | 島根県安来市安来町 9 0 7 - 3    |
| 3                 | 出雲郵便局   | 島根県出雲市駅南町 3 丁目 1 5 - 1 |
| 4                 | 平田郵便局   | 島根県出雲市平田町 2 2 4 6      |

## 島根県東部エリア内施設所在地一覧表

日本郵便株式会社 中国支社

| NO | 施設名称     | 住所                          |
|----|----------|-----------------------------|
| 1  | 広瀬郵便局    | 島根県安来市広瀬町広瀬 1 8 2 7 - 1     |
| 2  | 大社郵便局    | 島根県出雲市大社町杵築南 1 2 3 7 - 1 7  |
| 3  | 木次郵便局    | 島根県雲南市木次町木次 3 7 2 - 5       |
| 4  | 松江殿町郵便局  | 島根県松江市殿町 1                  |
| 5  | 出雲大東郵便局  | 島根県雲南市大東町大東 2 4 0 1 - 1     |
| 6  | 伯太郵便局    | 島根県安来市伯太町母里 5 3 9 - 1       |
| 7  | 横田郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町横田 9 4 3 - 1 1    |
| 8  | 美保関郵便局   | 島根県松江市美保関町美保関 6 6 1 - 3     |
| 9  | 宍道郵便局    | 島根県松江市宍道町宍道 8 7 3 - 6       |
| 10 | 松江堅町郵便局  | 島根県松江市堅町 5 1 - 1            |
| 11 | 加茂郵便局    | 島根県雲南市加茂町加茂中 9 5 1 - 1      |
| 12 | 掛合郵便局    | 島根県雲南市掛合町掛合 8 4 1 - 1       |
| 13 | 三刀屋郵便局   | 島根県雲南市三刀屋町三刀屋 1 1 0 - 1 0   |
| 14 | 赤名郵便局    | 島根県飯石郡飯南町赤名 2 2             |
| 15 | 亀嵩郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町亀嵩 2 2 1 2 - 2 2  |
| 16 | 阿井郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町上阿井 2 4 3 - 8     |
| 17 | 仁多郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町三成 4 0 7 - 4      |
| 18 | 八代郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町八代 3 0 9 - 1      |
| 19 | 頓原郵便局    | 島根県飯石郡飯南町頓原 2 0 8 2 - 8     |
| 20 | 波多郵便局    | 島根県雲南市掛合町波多 1 6 8 5 - 1     |
| 21 | 小田郵便局    | 島根県出雲市多伎町小田 5 5 0           |
| 22 | 斐川郵便局    | 島根県出雲市斐川町直江 5 4 0 3         |
| 23 | 大根島郵便局   | 島根県松江市八束町亀尻 2 0 5           |
| 24 | 本庄郵便局    | 島根県松江市上本庄町御崎田 3 9 2 - 7     |
| 25 | 東出雲郵便局   | 島根県松江市東出雲町揖屋 7 0 7 - 2      |
| 26 | 比田郵便局    | 島根県安来市広瀬町西比田 1 4 4 7 - 4    |
| 27 | 荒島郵便局    | 島根県安来市荒島町 2 1 7 7 - 1 6     |
| 28 | 窪田郵便局    | 島根県出雲市佐田町一窪田 2 1 2 8 - 4    |
| 29 | 秋鹿郵便局    | 島根県松江市秋鹿町 3 4 1 9 - 2       |
| 30 | 加賀郵便局    | 島根県松江市島根町加賀 4 3 2           |
| 31 | 布部郵便局    | 島根県安来市広瀬町布部 1 6 6 7 - 3     |
| 32 | 日御碕郵便局   | 島根県出雲市大社町宇龍 1 7 5           |
| 33 | 馬木郵便局    | 島根県仁多郡奥出雲町大馬木 1 9 0 6 - 3 1 |
| 34 | 須佐郵便局    | 島根県出雲市佐田町須佐 7 4 3 - 1 2     |
| 35 | 莊原郵便局    | 島根県出雲市斐川町莊原 3 8 5 3 - 2     |
| 36 | 湖陵郵便局    | 島根県出雲市湖陵町差海 7 - 1           |
| 37 | 鵜鷺郵便局    | 島根県出雲市大社町鷺浦 8 0             |
| 38 | 出雲古志郵便局  | 島根県出雲市古志町 1 0 2 9 - 5       |
| 39 | 恵曇郵便局    | 島根県松江市鹿島町武代 4 7 - 8         |
| 40 | 出雲大津郵便局  | 島根県出雲市大津町 5 5 9             |
| 41 | 吉田郵便局    | 島根県雲南市吉田町吉田 1 0 8 0 - 1 7   |
| 42 | 松江北堀郵便局  | 島根県松江市北堀町 3 5 - 1 1         |
| 43 | 海潮郵便局    | 島根県雲南市大東町南村 2 0 2 - 7       |
| 44 | 来島郵便局    | 島根県飯石郡飯南町野萱 3 0 2 - 1       |
| 45 | 田儀郵便局    | 島根県出雲市多伎町口田儀 6 8 3 - 2      |
| 46 | 大塚郵便局    | 島根県安来市大塚町 3 8 2 - 2         |
| 47 | 志々郵便局    | 島根県飯石郡飯南町八神 1 1 7 - 1       |
| 48 | 稗原郵便局    | 島根県出雲市稗原町 2 8 0 1 - 1       |
| 49 | 七類郵便局    | 島根県松江市美保関町七類 1 2 2 4        |
| 50 | 赤屋郵便局    | 島根県安来市伯太町赤屋 1 1 2 - 1       |
| 51 | 松江城西郵便局  | 島根県松江市外中原町 1 2 0            |
| 52 | 馬潟郵便局    | 島根県松江市八幡町 7 3 5             |
| 53 | 神西郵便局    | 島根県出雲市西神西町西代 4 6 8          |
| 54 | 松江古志原郵便局 | 島根県松江市古志原 1 丁目 7 - 1        |
| 55 | 玉造郵便局    | 島根県松江市玉湯町玉造 3 2 - 6         |

# 島根県東部エリア内施設所在地一覧表

日本郵便株式会社 中国支社

| NO  | 施設名称      | 住所                             |
|-----|-----------|--------------------------------|
| 56  | 河下郵便局     | 島根県出雲市河下町200-3                 |
| 57  | 東郵便局      | 島根県出雲市小境町422-1                 |
| 58  | 入間郵便局     | 島根県雲南市掛合町入間280-13              |
| 59  | 出雲高松郵便局   | 島根県出雲市高松町1258-3                |
| 60  | 鍋山郵便局     | 島根県雲南市三刀屋町乙加宮2436-11           |
| 61  | 佐田郵便局     | 島根県出雲市佐田町反邊1586-40             |
| 62  | 平田佐香郵便局   | 島根県出雲市小伊津町カイト70-7              |
| 63  | 平田坂浦郵便局   | 島根県出雲市坂浦町519-1                 |
| 64  | 山佐郵便局     | 島根県安来市広瀬町上山佐608-7              |
| 65  | 知井宮郵便局    | 島根県出雲市知井宮町嘉儀991-2              |
| 66  | 出雲長浜郵便局   | 島根県出雲市西園町206-3                 |
| 67  | 八川郵便局     | 島根県仁多郡奥出雲町下横田439               |
| 68  | 乙立郵便局     | 島根県出雲市乙立町3278-14               |
| 69  | 熊野郵便局     | 島根県松江市八雲町熊野803-4               |
| 70  | 野波郵便局     | 島根県松江市島根町野波1146                |
| 71  | 出雲稲岡郵便局   | 島根県出雲市稲岡町54-1                  |
| 72  | 千酌郵便局     | 島根県松江市美保関町北浦171-1              |
| 73  | 温泉郵便局     | 島根県雲南市木次町平田789                 |
| 74  | 大東久野郵便局   | 島根県雲南市大東町上久野16-8               |
| 75  | 八雲郵便局     | 島根県松江市八雲町東岩坂15-1               |
| 76  | 朝山郵便局     | 島根県出雲市所原町265-1                 |
| 77  | 能義郵便局     | 島根県安来市飯生町264-4                 |
| 78  | 出雲中野郵便局   | 島根県雲南市三刀屋町中野284-5              |
| 79  | 田井郵便局     | 島根県雲南市吉田町深野332-5               |
| 80  | 飯石郵便局     | 島根県雲南市三刀屋町多久和1161-2            |
| 81  | 大社荒木郵便局   | 島根県出雲市大社町北荒木464-4              |
| 82  | 松江大野郵便局   | 島根県松江市上大野町1835-4               |
| 83  | 来待郵便局     | 島根県松江市宍道町東来待1378-1             |
| 84  | 出雲駅前郵便局   | 島根県出雲市今市町2065                  |
| 85  | 講武郵便局     | 島根県松江市鹿島町北講武588-3              |
| 86  | 出東郵便局     | 島根県出雲市斐川町三分市1052               |
| 87  | 出雲上津郵便局   | 島根県出雲市上島町1165-3                |
| 88  | 大社遙堪郵便局   | 島根県出雲市大社町遙堪450-1               |
| 89  | 平田北浜郵便局   | 島根県出雲市十六島町122                  |
| 90  | 松江白潟本町郵便局 | 島根県松江市白潟本町73                   |
| 91  | 平田園郵便局    | 島根県出雲市園町1396-6                 |
| 92  | 松江朝酌郵便局   | 島根県松江市朝酌町84-1                  |
| 93  | 松江本郷郵便局   | 島根県松江市本郷町1-20                  |
| 94  | 万原郵便局     | 島根県松江市美保関町下宇部尾572-6            |
| 95  | 島上郵便局     | 島根県仁多郡奥出雲町大呂1182-2 2025.7.1に移転 |
| 96  | 安来赤江郵便局   | 島根県安来市赤江町1817-2                |
| 97  | 三沢郵便局     | 島根県仁多郡奥出雲町三沢483                |
| 98  | 平田国富郵便局   | 島根県出雲市国富町馬場127                 |
| 99  | 松江東本町郵便局  | 島根県松江市東本町4丁目68                 |
| 100 | 幡屋郵便局     | 島根県雲南市大東町仁和寺1883               |
| 101 | 松江大庭郵便局   | 島根県松江市大庭町9-6                   |
| 102 | 古江郵便局     | 島根県松江市西浜佐陀町223                 |
| 103 | 松江川津郵便局   | 島根県松江市西川津町1230-2               |
| 104 | 多根郵便局     | 島根県雲南市掛合町多根508-1               |
| 105 | 出雲朝倉郵便局   | 島根県出雲市大津朝倉2-7-7                |
| 106 | 出雲神西沖郵便局  | 島根県出雲市神西沖町1675-1               |
| 107 | 出雲郷郵便局    | 島根県松江市東出雲町出雲郷653               |
| 108 | 出雲荒茅郵便局   | 島根県出雲市荒茅町806                   |
| 109 | 意東郵便局     | 島根県松江市東出雲町下意東765-39            |
| 110 | 森山郵便局     | 島根県松江市美保関町森山469-2              |
| 111 | 谷郵便局      | 島根県飯石郡飯南町井戸谷482-10             |
| 112 | 日登郵便局     | 島根県雲南市木次町寺領503-28              |

# 島根県東部エリア内施設所在地一覧表

日本郵便株式会社 中国支社

| NO  | 施設名称        | 住所                       |
|-----|-------------|--------------------------|
| 113 | 松江忌部郵便局     | 島根県松江市東忌部町 1 8 3 - 1 7   |
| 114 | イオン松江SC内郵便局 | 島根県松江市東朝日町 1 5 1         |
| 115 | 安来中郵便局      | 島根県安来市安来町 1 5 0 4        |
| 116 | 松江母衣郵便局     | 島根県松江市母衣町 1 8 0 - 1 5    |
| 117 | 出雲中央通郵便局    | 島根県出雲市今市町 6 3 - 1 0      |
| 118 | 松江浜乃木郵便局    | 島根県松江市浜乃木 2 丁目 1 5 - 3 8 |
| 119 | 松江津田郵便局     | 島根県松江市西津田 3 丁目 5 - 2 5   |
| 120 | 松江大輪郵便局     | 島根県松江市大輪町 3 9 7 - 9      |
| 121 | 松江上乃木郵便局    | 島根県松江市上乃木 9 丁目 2 0 - 4 8 |
| 122 | 松江合同庁舎内郵便局  | 島根県松江市東津田町 1 7 4 1 - 1   |
| 123 | 出雲大津社宅      | 島根県出雲市大津町 6 3 7          |
| 124 | 松江古志原社宅     | 島根県松江市古志原 6 丁目 9 - 8     |

## 事前指名条件書

件 名 島根県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集

所 在 地 別紙1、別紙2及び別紙3のとおり。

対象期間 2025年10月1日から2027年9月30日までの2年間

内 容 郵便局等施設の修繕工事等を実施する請負者を、期間を定めてあらかじめ選定するもの

1 対象施設

郵便局 126局（支社、研修センター含む。）

社 宅 2社宅（棟数） 40戸

当該工事契約は、原則としてBPOセンターで実施する。

ただし、別に通知するまでの間は、請負金額100万円（税抜き）超から200万円（税抜き）以下までの工事契約はJPAE支社で行う。

また、支社及び研修センターの修繕工事の契約は、それぞれで実施する。

2 対象工事の補足

- (1) 日本郵便(株)から修繕工事等の見積依頼があった場合は、200万円（税抜き）を超える金額になる場合であっても、下見積書の提出を行うこと。
- (2) 見積書に割増額を記載する場合は、夜間早朝割増料金、深夜割増料金、休日割増料金を建築、電気設備、空気調和衛生設備の各内訳に計上すること。
- (3) 上記(1)に該当する修繕工事等を行う場合は、日本郵便(株)中国支社で別途工事の発注を行う。なお、当該工事の発注を一般競争入札で実施する場合、事前指名期間中であっても、当該工事の要件を満たす場合は、その工事の入札に参加することができる。
- (4) 年末年始仮設建物及び別に定める専門工事等は、本件工事対象から除き、専門業者及び別業者に依頼する。専門工事は、【別紙4-1】のとおり。

3 修繕工事等が発生した場合の手続

(1) 通常の場合（一般修繕工事）

ア 郵便局、社宅等で修繕工事等を実施する必要が生じた場合、当該施設担当者等（注1）から工事概要等を事前指名者あて連絡し、見積書の作成依頼を行う。

イ 当該施設担当者等から見積書提出の依頼があった場合は、2営業日以内（注2）に当該施設担当者等へ連絡をして速やかに調査日を決定し、現地調査日の翌日から起算して8営業日以内（注2）に原則、電子メールにより当該施設担当者等に見積書を提出すること。（注3）（災害工事の対応や材料供給不足の場合、特殊工事、メーカー等から見積書の提出を必要とする場合等を除く。）

なお、工事内容に製作物など特注品が含まれ、上記期限までに提出できないと想定される場合は、速やかにその旨を当該施設担当者等に申し出ること。

ウ 設備工事等で自社対応が難しい場合は、工事概要を良く聞き取り、協力会社へ連絡し、速やかに見積書を提出すること。協力会社が調査を行う場合は、当該施設に対して協力会社名、調査担当者

名を当該施設に連絡するとともに、下見積書の内容が依頼された工事内容と相違していないことを確認すること。

エ 提出された見積書等は、ＪＰＡＥ支社又は日本郵政建築(株)営繕サポートデスク（以下、「営繕サポートデスク」という。）で工事内容、金額等を審査する。

オ 審査終了後、ＢＰＯセンターは、事前指名者と価格の決定を行った上、工事請負請書の提出と工事の施工を依頼する。

なお、工事契約後、２営業日以内に郵便局等へ連絡を行う。

カ 工事完成後、当該施設担当者に「完成届・検査調書・引渡書」（以下、「工事完成書類」という。）を提出し、直ちに完成検査を受ける。工事完成に伴う書類等は、完成検査時に提出し、完成検査合格後、ＢＰＯセンターから送付される請負代金請求書発行依頼受領後、請負代金請求書を速やかにＢＰＯセンターへ提出する。

## (2) 緊急の場合（緊急工事）

工事内容が緊急駆付けを要するものである場合（対象工事内容は【別紙４－１】によるものとし、以下「緊急工事」という）、次のアからオのとおり対応すること。

ア 緊急工事を実施する必要が生じた場合、平日の９時から１８時はＢＰＯセンターから依頼をする  
が、夜間、休祝日等の場合は、当該施設から事前指名者へ直接工事を依頼する場合がある。

イ 緊急工事の対応依頼があった場合で、平日の８時から１８時に受付けたものは、対象施設におおむね３時間以内に到着し対応すること。それ以外の時間帯で受け付けたものは、可能な範囲で早期に対応するものとする。

なお、この場合の対応は協力会社でも可とする。

ウ 緊急工事の対応依頼を受諾後、工事請負請書（請負金額未記入）をＢＰＯセンターに提出する。  
請負代金額は、後日、見積り合せて決定する。

エ 工事完成後、直ちに当該施設担当者に工事完成書類を提出し報告を行うとともに、完成検査を受ける。完成検査合格後は直ちに工事完成に伴う書類等を提出する。

オ 工事中若しくは工事完成日の翌日から起算して８営業日以内（注２）に原則、電子メールにより見積書を当該施設担当者等へ提出する。ＪＰＡＥ支社又は営繕サポートデスクで見積書の内容、金額等を審査後、ＢＰＯセンターと価格の決定を行い、請負代金請求書を速やかに提出する。

## (3) 電子契約について

本工事の契約は、原則として電子契約システムを使用して締結する。

電子契約システムの使用については以下による。

ア 電子契約システムは日本郵便(株)が指定する方式とする。

イ 電子契約システムに伴う費用（システム利用料）は日本郵便(株)が負担する。

ただし、システム利用のための通信費用はそれぞれが負担する。

ウ 事前指名者への登録が決定した場合には、あらかじめ会社情報確認書(別紙４－５)を提出すること。

エ 合理的な理由がある場合に限り、従来の書面による契約書類の手続きも可とする。

(注１)：「当該施設担当者等」（以下の組織の社員）

【日本郵便(株)郵便局、支社】、【ＢＰＯセンター】、【日本郵便(株)が委託をした日本郵便オフィスサポート(株)ＪＰ社宅センター（以下、「ＪＰ社宅センター」という。）】

【ＪＰＡＥ支社、営繕サポートデスク】

(注２)：以下の日は営業日に含めない。

・土曜日、日曜日及び祝日

- ・ 年末年始期間（１２月２９日～１月３日）
  - ・ お盆期間（７～８月の期間で事前報告された日（３日間）ただし、土日は含まない。）
- （注３）但し、郵送を希望された場合は郵送で対応すること。

#### 4 指名の取消し

- (1) 指名期間中に日本郵政グループ各社から競争参加（指名）停止を受けた場合には、指名を取り消す。
- (2) 指名期間中に評価点数又は評価累計点数に一定の大きな減点があった場合は、指名を取り消す。
- (3) 募集の条件等が遵守されない場合、工事関係書類（見積書・工事完成書類等）の提出の遅れ又は工事の対応不備等の問題点が生じた場合は、事前指名者の資格を取り消すことがある。【別紙４－２】
- (4) 指名期間中に契約の履行状況が著しく不良と認められる場合や、経営状態が著しく不安定であると判断される（取引停止の事実等、賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等）場合は、指名を取り消すことがある。

#### 5 業務の評価

- (1) J P A E 支社に設置される事前指名者評価委員会において、事前指名者の業務状況を四半期ごとに年間４回【別紙４－３】により評価する。  
なお、指名初年度のみ１０月期、１１月期の評価を行う。
- (2) 評価の結果、業務状況に不備等が確認された場合は、以下の指導、処分を行う。
  - ア 当月の評価点数又は評価累計点数が一定の減点以下に達した事前指名者は文書注意とし、改善計画書の提出を求める。なお、２度の文書注意を受けた者は指名を取消す。
  - イ 当月の評価点数又は評価累計点数が上記(2)アを超えた一定の減点以下に達した事前指名者は指名を取消す。ただし、２０２５年１０月期、１１月期は文書注意のみとする。
  - ウ 上記によらず、業務状況に不備等が確認された場合は、ただちに事前指名者評価委員会を開催し文書注意等を行う。
- (3) ２０２７年３月期までの１年半の評価累計点数が一定の評価点以上の優秀な事前指名者は、継続を辞退しない限り、日本郵便(株)から通知した場合には１年間継続できることとする。また、翌年３月期まで一定の評価により、同様に日本郵便(株)から通知した場合には、さらに１年間の最大２年間継続できることとする。ただし、４月期以降の履行状況が不良と判断した場合は、継続を認めない。  
なお、継続の希望又は辞退の意向について、４月末までにJ P A E 支社宛に書面で提出すること。
- (4) 上記(3)により指名継続となる者においては、最新の経審結果通知書の提出による経営状態の確認及び、労務単価、諸経费率、標準工事価格の協議を行うとともに反社チェックを実施する。
- (5) 事前指名期間における評価内容を総合的に判断した結果、芳しくないと評価した事前指名者は、継続及び次期応募への参加を認めない場合があるほか、次期応募時の審査において減点の対象となることがある。また、評価内容が特に優れる場合及び災害復旧への協力等で日本郵便(株)への貢献が顕著な場合には、次期応募時の審査において加点の対象となることがある。
- (6) 郵便局等へアンケート調査を行い、アンケートによる結果を評価項目に加える場合がある。

#### 6 見積書提出及び完成時の提出書類等

- (1) 見積書提出時には、工事箇所等が判る図面（簡易な図面可）、写真を添付する。
- (2) 当該施設担当者の工事完成の立会いを受けられない場合は、工事の完成を証明できる日付が入った記録写真及び完成写真を日本郵便(株)に提出する。

なお、記録写真及び完成写真は、工事内容のすべてを網羅して提出する。

また、複数部屋を修繕する場合は、すべての部屋の写真を提出する。

- (3) 現況図の確認を求められた場合は速やかに応じること。
  - (4) 工事完成検査合格後、速やかに請負代金請求書を提出すること。
- 提出する書類は、必ず提出日を記入すること。

## 7 その他

- (1) 年末年始仮設建物及び別に定める専門工事等の場合は、指名期間中であっても、工事を依頼しないことがある。

なお、一部の工事については、日本郵便(株)の判断により指名期間中であっても、他の請負者に依頼することがある。

2025年10月1日以降で、現在の事前指名者が2025年9月30日までに見積書を提出している工事は、経過措置として現在の事前指名者と契約することがある。

- (2) 会社の住所及び連絡先（緊急連絡先含む。）をJPAE支社へ2025年9月5日（金）までに報告すること。
- (3) 電気設備、空気調和設備、衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制（緊急時の体制も含む。）を2025年9月10日（水）までに書面にて提出すること。
- (4) 工事の都度提出される見積書の労務単価、諸経費率は、当初に提出された技術資料の労務単価、経費率を上限とする。

見積書に割増額を計上する場合は、当該時間帯に作業した人工分を対象とする夜間早朝割増料金（労務単価の25%）、深夜割増料金（労務単価の25%）、休日割増料金（労務単価の35%）を建築、電気設備、空気調和衛生設備の各内訳に計上すること。事前指名体制費（注4）を諸経費とは別に計上すること。直接工事費への計上は認めない。

また、標準工事価格に設定された工事内容と実際の工事内容が単一工事として一致する場合は、見積書の総額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）は、当初に提出された技術資料の標準工事価格を上限とする。

なお、標準工事と類似する工事の見積書は、標準工事の価格を考慮したものとする。

- (5) 提出された下見積書に疑義がある場合には、他の者に見積りを依頼し、契約することがある。
- (6) 本指名により生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡又は継承してはならない。

ただし、あらかじめ日本郵便(株)の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (7) 一般修繕工事の見積依頼や緊急工事の対応依頼等があった場合は、依頼元と対応する日時等の調整を行い、その記録を残すこと。

また、当該施設担当者とは常時連絡を取り、状況報告をするとともに、契約締結後、当該施設担当者と工事の実施日程等について調整すること。

- (8) 対象施設から見積書提出、工事の依頼があった場合は、見積書・工事受注一覧表【別紙4-4】により取りまとめ、翌月10日までにJPAE支社に電子メールにより提出すること。
- (9) 見積書の提出、工事の実施、完成時の書類提出等、常に業務の進捗状況を把握し、自社にて期限を遵守するよう管理すること。
- (10) 請負代金は、適正な請負代金請求書を受領後、30日以内に支払う。
- (11) 技術資料に記載の住所、連絡先及び担当者が変更になる場合は、30日前までにJPAE支社に連絡すること。
- (12) 事前指名者に対し、3ヶ月前に通知をすることをもって事前指名を取止めることがある。

- (13) 自然災害等による被害の対応において、対応可能な状況にある場合は、自社が担当するエリアのみならず、周辺エリアの施設についても可能な範囲で応急措置及び復旧工事に協力すること。
- (14) 指名期間中に見積書の依頼元や提出方法等について変更することがある。
- (15) 事前指名を辞退する場合は、辞退となる日の3ヶ月前迄に申し出ること。

(注4) 事前指名体制費とは、年間を通じて事前指名条件書の条件（工事以外）を実施するために必要な費用。（通年24時間（土曜日、日曜日及び祝日を含む）工事の受付体制、指定書類の作成・提出に掛かる費用等）。算出方法は、直接工事費に対する率で計上すること。

## 8 社宅

- (1) 社宅の管理運営事務は、修繕関係事務を含めてJP社宅センターに全てを外部委託して実施していることから、JP社宅センターからの各種照会、確認、依頼等に対して速やかに対応すること。
- (2) 工事の見積り、調査依頼があった場合は、JP社宅センターで入居者等の日程調整を行うので、JP社宅センターが指定した日時（現地調査日）に現地立会いを行うこと。  
なお、工事を早期に完成させるため、JP社宅センターから工事箇所に応じた業種の連絡があるので、自社のみでの対応が難しい場合は、協力会社等へ連絡し、当該工事を行うに必要な者を同行させること。  
また、一般修繕工事、緊急工事及び入居前修繕工事（注5）の見積書は、前記3に限らず、原則として、現地調査日（緊急工事の場合は現地立会日）の翌日から起算して8営業日以内（注6）に提出すること（ただし、特殊工事及びメーカー等からの見積書の提出を必要とする場合は、この限りではない。その場合には、JP社宅センターにその旨事前に連絡すること）。
- (3) 消費生活用製品安全法の長期使用製品安全点検制度の対象製品（風呂釜等）を設置した場合は、登録用記入用紙に必ず製品の所在場所を記入後、JP社宅センターに郵送すること。
- (4) 事前指名者は工事完成后、提出する完成書類とは別に、JP社宅センターに「工事完了報告書」を直ちに提出する。
- (5) 修繕依頼書の発出及び進捗管理、見積書及び資料の提出等を円滑かつ確実に行うため、JP社宅管理システム導入について、JP社宅センターと協議を行うこと。

(注5) 入居前修繕工事とは、天井、木枠等の塗装、壁紙クロスの張替、網戸、畳表替等の入居前に必要な修繕工事。

(注6)：以下の日は営業日に含めない。

- ・土曜日、日曜日及び祝日
- ・年末年始期間（12月29日～1月3日）
- ・お盆期間（7～8月の期間で事前報告された日（3日間）ただし、土日は含まない。）

**専門工事**

- (1) 専門工事は、各メーカーの仕様の違いや専用の部品を使用している場合が多く、メーカー、保守会社、専門工事会社等で工事を実施する必要がある。また法規制等により、取扱業者が決められている場合がある。
- (2) 専門工事の中には、年間保守点検委託を行っている設備等が含まれているので、委託を行っているものについては、事前指名者で実施する工事の対象外とする。

| 専門工事  |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                              |     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 建 築   | 電 気                                                                                                                                                                 | 空気調和・衛生・機械                                                                                                                                                                                                                   | 備 考 |
| ・自動ドア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用諸設備（感知器等）</li> <li>・防犯機器（通報装置）</li> <li>・交換機・電話</li> <li>・セキュリティ設備（防犯カメラ・カードリーダー・人感センサー等）</li> <li>・ケーブルテレビ設備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター</li> <li>・小荷物専用昇降機</li> <li>・油圧リフト</li> <li>・郵便関係区分機設備類</li> <li>・空気調和設備のうち熱源機器</li> <li>・気送管</li> <li>・浄化槽</li> <li>・ガス設備（配管等）</li> <li>・消防用設備</li> <li>・機械式駐車場設備</li> </ul> |     |

**緊急工事**

- (1) 緊急工事は、災害や不測の事態などにより、施設を維持管理する上で不具合な事象が起き、早急に応急的な修繕作業等を行う必要がある場合で、原則として下表に掲げる事象を対象とするが、それ以外でも安全上、防犯上及び業務への支障上、真に緊急対応が必要な工事を含むものとする。

| 緊急工事の事例    |                                                                                                                              |     |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 分 類        | 事 象                                                                                                                          | 備 考 |
| 安全上必要な工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部材の落下、倒壊など（外壁タイルの浮き、剥落、屋根部材、壁付サインの落下、独立型サインの倒壊など）</li> <li>・ガス漏れ、油漏れ、漏電など</li> </ul> |     |
| 防犯上必要な工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口建具、シャッター等の開閉・施錠不良など</li> <li>・ガラス窓の破損など</li> </ul>                                |     |
| 業務支障上必要な工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨漏り、漏水、排水詰まり、給水停止など</li> <li>・施設全般に及ぶ停電など</li> </ul>                                 |     |

## 事前指名者の取り消し

履行状況が著しく不良と認められる又は募集の条件等が遵守されない場合等の事例

- (1) 調査及び見積書提出を拒否した場合。(地域災害等の特殊要因を除く)。
- (2) 修繕工事の見積書提出、工事完成書類等が連絡及び理由も無く遅い場合。
- (3) 緊急依頼に対応できない場合。緊急工事依頼に対し、調査及び工事対応が遅い場合。  
(特殊工事、地域災害等の特殊要因を除く)。
- (4) 当該施設への連絡の不備及び見積書・受注一覧表【別紙 4－4】の報告の遅れ等が常時発生している場合。
- (5) 担当技術者及び担当者数について、提出された技術資料に虚偽の記載があった場合。
- (6) 下見積書の内容が市場単価と比較して著しく高額な場合。
- (7) 下見積書の各職種労務単価及び諸経費、標準工事価格等が、技術資料と相違がある場合。(特殊工事及び緊急工事等は除く。又は社会情勢等で経済状況等が変化した場合は除く)。
- (8) 事前指名後、応募資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (9) 当該施設から工事内容に係る苦情が頻繁にあった場合。
- (10) J P A E 支社に設置される事前指名評価委員会において、上記(1)から(9)について評価を行い、履行状況が不良と判断した場合。
- (11) 事前指名者の怠慢、重大な過失により、事前指名条件書に指定された期間内に当該工事が完成できなかった場合。

**事前指名者の業務状況に関する評価ガイドライン（第\_\_四半期分）**  
（四半期ごとに年間 4 回実施）

注：評価は事前指名者毎に行う。

| 種別                          | 評価項目                                                                               | 評価基準                                                                                                                                                                                                    | 点数                      | 評価 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----|
| 対応模様<br>「フロントライン等に確認」       | 緊急対応を依頼された場合は○時間以内に現地へ出向き、緊急措置を講ずる                                                 | <input type="checkbox"/> 基準時間内に緊急措置まで実施<br><input type="checkbox"/> 基準時間は超過したが、緊急措置まで実施<br><input type="checkbox"/> 翌日以降の対応となった<br><input type="checkbox"/> 初動を行わなかった                                   | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 現地調査を要請された場合は、指定された日時に実施する                                                         | <input type="checkbox"/> 指定された日時に現地で調査を実施<br><input type="checkbox"/> 指定された日時をリスクした上で実施<br><input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしていない<br><input type="checkbox"/> 調査を行わなかった                              | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 工事契約後、郵便局等へ連絡を行う                                                                   | <input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしている<br><input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしていない                                                                                                                   | ー<br>減点                 |    |
|                             | 工事の契約・支払に必要な書類を適時提出する                                                              | <input type="checkbox"/> 必要な書類を遅滞なく適時提出<br><input type="checkbox"/> 必要書類の不備又は提出の遅延<br><input type="checkbox"/> 必要書類の未提出                                                                                 | ー<br>減点<br>減点           |    |
|                             | その他対応模様（事故を含む）                                                                     | <input type="checkbox"/> 称賛に値する情報提供があった<br><input type="checkbox"/> 打合せ内容が適正に遵守された<br><input type="checkbox"/> 打合せ内容が遵守されず、指摘して初めて是正<br><input type="checkbox"/> 不備事項を指摘しても、是正されない                      | 加<br>点<br>ー<br>減点<br>減点 |    |
| 提出期限等<br>「J P A E 支社の調査による」 | 見積り総数（一般修繕工事と緊急工事の総数）                                                              | <input type="checkbox"/> 起算日から 4 営業日以内に 3 0 % 以上の見積を提出                                                                                                                                                  | 加<br>点                  |    |
|                             | 一般修繕工事（社宅の入居前修繕工事を含む）の見積書は現地調査日の翌日から起算して 8 営業日以内に提出する<br>（注）別に定めるやむを得ない理由によるものを除く。 | <input type="checkbox"/> 起算日から 8 営業日以内（提出期限）に提出<br><input type="checkbox"/> 9 日までの遅延で提出 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 1 ヶ月までの遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 遅延の事前通知なし 又は 1 ヶ月超の遅延 | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 社宅以外の緊急修繕の見積書は工事実施日の翌日から起算して 8 営業日以内に提出する。<br>（注）別に定めるやむを得ない理由によるものを除く。            | <input type="checkbox"/> 起算日から 8 営業日以内（提出期限）に提出<br><input type="checkbox"/> 9 日までの遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 1 ヶ月までの遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 1 ヶ月超の遅延                 | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 社宅の緊急修繕の見積書は、現地立会日の翌日から起算して 8 営業日以内に提出する。<br>（注）別に定めるやむを得ない理由によるものを除く。             | <input type="checkbox"/> 起算日から 8 営業日以内（提出期限）に提出<br><input type="checkbox"/> 9 日までの遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 1 ヶ月までの遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 1 ヶ月超の遅延                 | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 工事完成書類は工事完成後、直ちに提出する<br>（注）工事完成の日：工事完成書類に記載する工事完成年月日                               | <input type="checkbox"/> 工事完成後、直ちに提出<br><input type="checkbox"/> 軽微な遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 著しい遅延 [遅延の事前通知あり]<br><input type="checkbox"/> 非常に著しい遅延 [遅延の事前通知あり]                       | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 「事前指名 見積書・工事受注一覧表」を、翌月 1 0 日までに提出する。                                               | <input type="checkbox"/> 一覧表を遅滞なく適切に提出<br><input type="checkbox"/> 1 0 日を超え、記載内容の不備が散見<br><input type="checkbox"/> 未提出                                                                                  | ー<br>減点<br>減点           |    |
|                             | 現地調査を要請された場合は、指定された日時に実施する                                                         | <input type="checkbox"/> 指定された日時に現地で調査を実施<br><input type="checkbox"/> 指定された日時をリスクした上で実施<br><input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしていない<br><input type="checkbox"/> 調査を行わなかった                              | ー<br>減点<br>減点<br>減点     |    |
|                             | 工事契約後、郵便局等へ連絡を行う                                                                   | <input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしている<br><input type="checkbox"/> 2 営業日以内に連絡をしていない                                                                                                                   | ー<br>減点                 |    |
|                             | 労務単価は事前に申請した単価以下で計上                                                                | <input type="checkbox"/> 申請単価以下で適正に計上<br><input type="checkbox"/> 申請単価を超えて計上                                                                                                                            | ー<br>減点                 |    |
|                             | 経費率は事前に申請した率以下で計上                                                                  | <input type="checkbox"/> 申請した率以下で適正に計上<br><input type="checkbox"/> 申請した率を超えて計上                                                                                                                          | ー<br>減点                 |    |
| 見積書の内容<br>「委託先の評価」          | 標準工事単価は事前に申請した金額以下で計上                                                              | <input type="checkbox"/> 申請した金額以下で適正に計上<br><input type="checkbox"/> 申請した金額を超えて計上                                                                                                                        | ー<br>減点                 |    |
|                             | モデル工事（※）で調整した内容を反映して計上                                                             | <input type="checkbox"/> モデル工事で摺り合せた内容に準じて適正な見積<br><input type="checkbox"/> モデル工事の該当見積なし<br><input type="checkbox"/> モデル工事で摺り合せた内容を逸脱して見積                                                               | ー<br>ー<br>減点            |    |
|                             | 見積書の内容について、適正に計上                                                                   | <input type="checkbox"/> 見積書の内容について適正に計上<br><input type="checkbox"/> 実数量との差異が著しく、虚偽の数量を計上<br><input type="checkbox"/> 市場価格等と比較、著しく高額な単価を計上                                                              | ー<br>減点<br>減点           |    |
|                             | 支社による調整点数                                                                          | 【理由】                                                                                                                                                                                                    |                         |    |
|                             | 当月の評価点数                                                                            | 計                                                                                                                                                                                                       |                         |    |

|      |                  |          |                                 |  |  |
|------|------------------|----------|---------------------------------|--|--|
|      | 前月までの評価累計点数      |          | 計                               |  |  |
|      | 当月までの評価累計点数      |          | 合計                              |  |  |
| 指導処分 | 評価点数又は<br>評価累計点数 | 一定の減点    | ⇒ 文書注意＋改善計画書の提出を求める<br>指名取消しの予告 |  |  |
|      | 評価点数又は<br>評価累計点数 | 一定の大きな減点 | ⇒ 指名の取消し                        |  |  |

（※）モデル工事：頻度が高く定型的な修繕工事とし、事前に単価、数量、人工を事前指名者としり合わせを行ったもの。

例：社宅入居前、ファンコイル補修、パッケージエアコン修繕、照明器具、自動ドア修繕

※日本郵政建築(株)中四国支社から交付された書式を使用すること。

※日本郵政建築(株)中四国支社に毎月データを提出すること。

【別紙 4－4】

事前指名 見積書・工事受注一覧表

| 〇〇県      |                                                   |                                                                                 |                                                        | 〇〇市                                                                      |                                                    |                                 |                                                        | 〇〇会社              |               |       |           | 2025 年〇月〇日現在                 |               |            |           |                                 |           |                 |             |                                                  |                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|---------------|-------|-----------|------------------------------|---------------|------------|-----------|---------------------------------|-----------|-----------------|-------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整理<br>番号 | 依頼状況<br>(見積書作成・<br>現地調査・<br>工事契約・<br>工事完成・<br>終了) | 當欄サ<br>ポート管<br>理番号                                                              | 識別番<br>号                                               | 対応の<br>種別                                                                | 依頼連絡受<br>付日                                        | 郵便局等<br>連絡日                     | 区分                                                     | 施設名称              | 依頼者           |       | 工事内容      | 指定を受け<br>た<br>最終調査日          | 最終調査<br>実施完了日 | 見積書<br>提出日 | 工事契約日     | 郵便局等<br>連絡日                     | 工事開始日     | 工事完成日           | 契約金額        | 完成書類<br>提出日                                      | 依頼日又は指定された調査日の翌日から7日を越え<br>た事情                                                                                                                                                                                   |
|          |                                                   | 當 欄<br>SD から<br>通知の 7<br>桁番号。<br>郵便局<br>等 から<br>依頼さ<br>れた場<br>合は入<br>力不要<br>です。 | 見積書<br>発行番<br>(各行、<br>年間を<br>通じて<br>付定し<br>てくだ<br>さい。) | 緊急先<br>行・一般<br>対応の<br>種別<br>(緊急と<br>は、緊急<br>工事とし<br>て対応<br>を依頼さ<br>れたもの) | 口頭で先行<br>調査依頼を<br>受けた場合<br>でもその日<br>が依頼日と<br>なります。 | 郵便局等へ<br>連絡した日<br>を入力して<br>ください | 郵便事業<br>郵便局<br>社宅<br>※郵便事<br>業の社宅<br>は郵便事<br>業としま<br>す | 例<br>▲郵便局<br>〇〇社宅 | 所属<br>/<br>役職 | 氏名    | 簡潔に記<br>入 | ・日付以外は書込不可。コメントがあれば事情等の欄に記入。 |               |            |           | 郵便局等へ<br>連絡した日<br>を入力して<br>ください |           |                 | 消費税込<br>(円) | ・日付以外<br>は書込不<br>可。コメント<br>があれば事情<br>等の欄に記<br>入。 | 以下の分類(分類は不要)の根拠としますので具体的な<br>日付を記入する等、明確に記入してください。遅延<br>以外の特別な事情も記入してください。<br>0:期限内に提出したとみなせるもの<br>1:特殊部品、製品等の納期、金額確定に時間を要し<br>ての遅れ<br>2:漏水、排水不良等の原因特定、施工後の確認に時<br>間を要しての遅れ<br>3:遅延理由として認められないもの<br>4:依頼取り消し、保留等 |
| 1        | 見積作成中                                             | 1234567                                                                         | 15-0001                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便事業                                                   | 〇〇郵便局             |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 2        | 調査完了                                              | 2345678                                                                         | 15-0002                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便事業                                                   | 〇〇郵便局             |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10<br>0 | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 3        | 見積書提出                                             | 3456789                                                                         | 15-0003                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便局                                                    | ▲郵便局              |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 4        | 工事契約                                              | 4567890                                                                         | 15-0004                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便局                                                    | ▲郵便局              |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 5        | 工事契約                                              | 5678901                                                                         | 15-0005                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便事業                                                   | 〇〇郵便局             |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 6        | 工事完成                                              | 6789012                                                                         | 15-0006                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便事業                                                   | 〇〇郵便局             |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 7        | 工事完成                                              | 7890123                                                                         | 15-0007                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便局                                                    | ▲郵便局              |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 8        | 工事完成                                              | 8901234                                                                         | 15-0008                                                | 一般                                                                       | 2025/10/1                                          | 2025/10/2                       | 郵便局                                                    | ▲郵便局              |               | 〇〇 〇〇 | 〇〇工事      | 2025/10/2                    | 2025/10/2     | 2025/10/6  | 2025/10/7 | 2025/10/8                       | 2025/10/9 | 2025/10/10      | 500,000     | 2025/10/14                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 9        |                                                   |                                                                                 |                                                        |                                                                          |                                                    |                                 |                                                        |                   |               |       |           |                              |               |            |           |                                 |           |                 |             |                                                  |                                                                                                                                                                                                                  |
| 10       |                                                   |                                                                                 |                                                        |                                                                          |                                                    |                                 |                                                        |                   |               |       |           |                              |               |            |           |                                 |           |                 |             |                                                  |                                                                                                                                                                                                                  |

注：契約、工事が未完成の場合も報告し、工事の完成月に改めて報告すること。

日本郵便株式会社 御中

## 電子契約 会社情報確認書

「日本郵便株式会社施設の小規模修繕工事等受注者の募集」に係る「別紙4 事前指名条件書 3 (3) 電子契約について」に基づき、電子契約に必要な情報を下記のとおり提出します。

## 記

## ■ 注文書及び工事請負請書の「受注者」欄へ記載する情報

| < 注文書及び工事請負請書「受注者」欄 > |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 住 所                   | 東京都〇〇区〇〇町 3 - 2 - 1<br>〇〇ビル 10階 |
| 氏 名                   | 株式会社〇〇<br>代表取締役 〇〇 〇〇           |

## ■ 電子契約に使用するメールアドレス等の情報

| < 電子契約に使用するメールアドレス等 > |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①1次承認者（契約担当者）         |                       |
| 所属部署名                 | 〇〇部〇〇課                |
| 氏名                    | 〇〇 〇〇                 |
| メールアドレス               | XXXXXXXXXX@jp-post.jp |
| ②最終承認者（契約締結権限者）       |                       |
| 所属部署名・役職名             | 〇〇部 〇〇部長              |
| 氏名                    | 〇〇 〇〇                 |
| メールアドレス               | XXXXXXXXXX@jp-post.jp |
| ③連絡先                  |                       |
| 電話番号                  | 03-1234-XXXX          |

注：1 1次承認者（契約担当者）は、契約担当者様（文面チェックが可能な方）を指定してください。

注：2 最終承認者（契約締結権限者）は、契約締結権限を委任された方を指定してください。

注：3 1次承認者が最終承認者を兼ねる場合は、1次承認者欄の記載は不要です。

注：4 メールアドレスは、グループアドレスでも可とします。

注：5 記載事項に変更があった場合は、本書を再提出してください。